

答 申 第 24 号

平成29年10月16日

松阪市長 竹 上 真 人 様

松阪市個人情報保護審査会  
会長 森下 英俊



個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成29年 9月 19日 第17回松阪市個人情報保護審査会

## 答 申

<p style="text-align: center;">審 査 案 件</p>	<p>マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等により証明書の自動交付を実施するためのオンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供することについて</p>
<p style="text-align: center;">審 査 会 の 意 見</p>	<p>1 本件において事業実施の相当性、公益性について総合的に検討した結果、オンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外することに関し支障はないものとする。</p> <p>ただし、オンライン結合による実施機関以外のものへの提供を、原則禁止する条例の趣旨を踏まえ、情報セキュリティ上のあらゆる想定の下、予防的対策に万全を期すとともに、利用する市民に対し、マイナンバーカードや暗証番号の取り扱いについて、十分理解が得られるような啓発に努められたい。</p> <p>また条例第 10 条、12 条の規定を厳守し、人的教育も含めた情報管理上の安全を確保することにより、個人の権利利益が侵害されることのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>2 個人情報保護の徹底が図られるよう、関係機関、事業者に対して条例第 11 条に規定する措置を講ずること。</p>
<p style="text-align: center;">審 査 内 容</p>	<p>本件諮問に係るオンライン結合は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）を利用した市民サービスの向上を目的とし、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書（最新年度）、課税証明書（最新年度）、非課税証明書（最新年度）を、マイナンバーカードにより全国のコンビニエンスストア等で交付（以下「コンビニ交付」という。）するために、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）証明書交付センターシステムと市の専用サーバー間でのデータ通信をしようとするものである。</p> <p>事業概要については以下に示すとおり。</p> <p>事業開始は平成 30 年 2 月 1 日</p> <p>オンラインの通信概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市サーバーと J-LIS システムは、LGWAN 回線にて接続</li> <li>・J-LIS システムとコンビニサーバーは閉鎖された専用回線にて接続。</li> </ul> <p>セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市サーバーから送信する情報は画像データとし、それを暗号化。</li> <li>・カードと暗証番号にて本人確認を行い、暗証番号 3 回の間違いでロックがかかる。</li> </ul>

<p>審 査 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ内端末データ、J-LISシステム内のデータは、交付と同時に消去される。</li> <li>・マイナンバーカード及び証明書の取り忘れについては警告音声等で利用者に知らせる。</li> <li>・コンビニ従業員は操作には携わらない。</li> </ul> <p>以上のようなことから、当審査会より、LGWANの独立性についての疑義を実施機関に質したところ、物理的にはインターネットと完全に分離されているわけではないものの、国の行政機関と地方公共団体間専用のネットワークであり、システム上のセキュリティによる独立性が担保されているとのことであった。また市以外の民間施設において、個人情報取り扱いとされた事業実態から案じられるセキュリティに関する懸念については、情報の暗号化や閉鎖された専用回線の使用、利用者の操作中の遺失への配慮など、現在取り得る物理的、技術的安全措置が施されるものと推察される。</p> <p>なりすましや、当該事業の従事者などによる情報漏えい等の恐れについては、契約締結時に遵守事項の指示とそれを踏まえた厳格な運用を指導するとともに、セキュリティポリシーの周知、研修会をはじめとする従事者指導教育の徹底、さらに利用する市民には、マイナンバーカード及び暗証番号の保管、取り扱いについて、積極的な啓発に取り組む必要がある。</p> <p>本案件に関しては、事業実施により全国どこからでも迅速に、松阪市民が各種証明書を取得できるという意義、利便性といった面から一定の公益性が認められる。一方、日々形質が変化するリスク全般に対し、市あるいはJ-LISを始めとする関係機関において、対策の継続実施が見込まれ、安全性は確保されるものと考えられることから、上記のとおり意見をまとめた。</p>
<p>審 査 日</p>	<p>平成 29 年 9 月 19 日 (火)</p>
<p>事 務 の 名 称</p>	<p>証明書コンビニ交付事業</p>
<p>事 務 の 目 的</p>	<p>マイナンバーカードを利用し全国のコンビニエンスストア等により住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、課税証明書、非課税証明書を交付することにより、市民の利便性向上を図る。</p>
<p>所 管 課 ( 室 ) 等</p>	<p>環境生活部 戸籍住民課 総務部 市民税課</p>